

(案)

第3次長久手市障がい者基本計画

(平成27年度～平成32年度)

長久手市第4期障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

～ 〇〇〇〇プラン ～



平成27年4月

長久手市

本計画の中に挿入されているイラストは、平成 26 年 11 月 24 日に開催した長久手市福祉まつりの福祉課ブースで募集し、来場したみなさんに描いてもらったもので、ご協力いただいたみなさんの名前をそれぞれのイラストに掲載しています。

なお、お名前の確認ができなかったものは、空欄にしています。

表紙：作 さとの 裏表紙：作 るきな

はじめに

目次

第1章 計画の概要.....	2
1 基本的な考え方.....	2
（1）計画策定の趣旨.....	2
（2）計画の期間.....	3
（3）計画の策定方法.....	4
2 計画の対象.....	5
3 計画の位置づけ・関連計画との連携.....	6
（1）障がい者基本計画及び障がい福祉計画との関係.....	6
（2）他の計画との関係.....	7
（3）国・愛知県・長久手市の計画の流れ.....	8
4 長久手市第2次障害者基本計画の実施状況.....	9
5 長久手市第3期障害福祉計画の実施状況.....	10
（1）評価の方法.....	10
（2）「1計画の数値目標」の評価.....	10
（3）障害福祉サービスの実施状況.....	11
（4）地域生活支援事業の実施状況.....	12
第2章 障がいのある人の現状.....	14
1 長久手市の状況.....	14
（1）長久手市の人口の推移.....	14
（2）障がいのある人の推移.....	15
（3）特別支援学級・学校の推移.....	17
（4）難病者数（特定疾患認定者数）.....	18
（5）障がい者相談支援センターでの相談状況.....	20
2 アンケートからみた状況.....	21
（1）調査の目的.....	21
（2）調査の方法と配布・回収.....	21
（3）調査結果について（抜粋）.....	21
3 ヒアリング調査からみた状況.....	33
（1）調査の概要.....	33
（2）調査（ワークショップ）の実施.....	33
（3）ヒアリング（ワークショップ）の結果について.....	34

第3章 第3次長久手市障がい者基本計画	42
1 計画の基本理念	42
2 計画の基本目標	42
3 施策の体系	45
4 重点的に取り組んでいく施策	46
5 分野別施策	53
第4章 長久手市第4期障がい福祉計画	64
1 基本的方向性	64
2 計画の数値目標	65
（1）長久手市の目標設定	65
3 障害福祉サービスの現状と見込み	67
（1）障害福祉サービスの体系図	67
（2）自立支援給付の見込み	68
（3）地域生活支援事業の見込み	77
第5章 計画の推進にあたって	86
1 計画の推進体制	86
2 進行管理と管理手法	87
資料編	90
1 国の障害者基本計画（第3次）の概要	90
2 国の第4期障害福祉計画の基本方針の概要	91
3 長久手市障がい者自立支援協議会、計画策定部会	92
（1）長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱	92
（2）長久手市障がい者自立支援協議会本会議開催経過	95
（3）計画策定部会員名簿	96
（4）計画策定部会開催経過	96
4 市内障がい福祉委員会	97
（1）長久手市市内障がい福祉委員会設置要綱	97
（2）市内障がい福祉委員会開催経過	98

「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の文字をできるだけ用いないで、「障がい」とひらがなで表記をしています。

ただし、以下の場合は「障害」と漢字表記にしています。

- ・法律、政令、条令等の名称や、それに用いられている用語等
- ・固有名詞や単語、熟語となっているもの等



作 わこ

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

長久手市では、平成18年3月に障害者基本法第11条第3項に基づく障がい施策に関する基本的な計画として、平成27年度までの10年間を計画期間とする「長久手市第2次障害者基本計画」を策定しました。また、平成24年4月には、障害者自立支援法第88条第1項に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として、平成26年度までの3年間を計画期間とする、「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画」を策定し、これまでの間、各種地域生活支援事業の実施や、障がい者相談支援センターの設置など、障がいのある人の福祉サービスの充実を図ってきました。

しかしながら、第2次障害者基本計画策定から8年が経過し、障がいのある人の状況や、障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しています。

障がいのある人の状況としては、障がいの重度化や本人や家族、介護者の高齢化が進行する中、障がいのある人本人や家族の“より自分らしく生きたい”、“前向きに積極的な生き方をしたい”といった意識も高まっています。そのため、生活の質（QOL）の向上にも配慮し、安心した生活が送れるような対策の実施が求められています。

また、障がい関係の制度見直しとして、国においては「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「障害者虐待防止法」）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる「障害者総合支援法」）」の制定などが行われています。さらに、平成28年4月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）」が施行されることから、このような制度改定等に応じた対策の見直し等も必要となっています。

これらの現状や前計画の進捗状況を踏まえ、障がいのある人への支援対策を総合的に推進するため、「第3次長久手市障がい者基本計画・長久手市第4期障がい福祉計画」として一体化して策定することとしました。

作 さあや

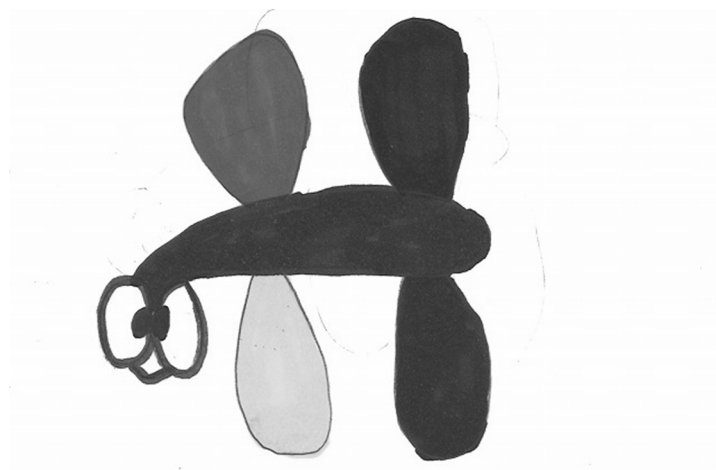
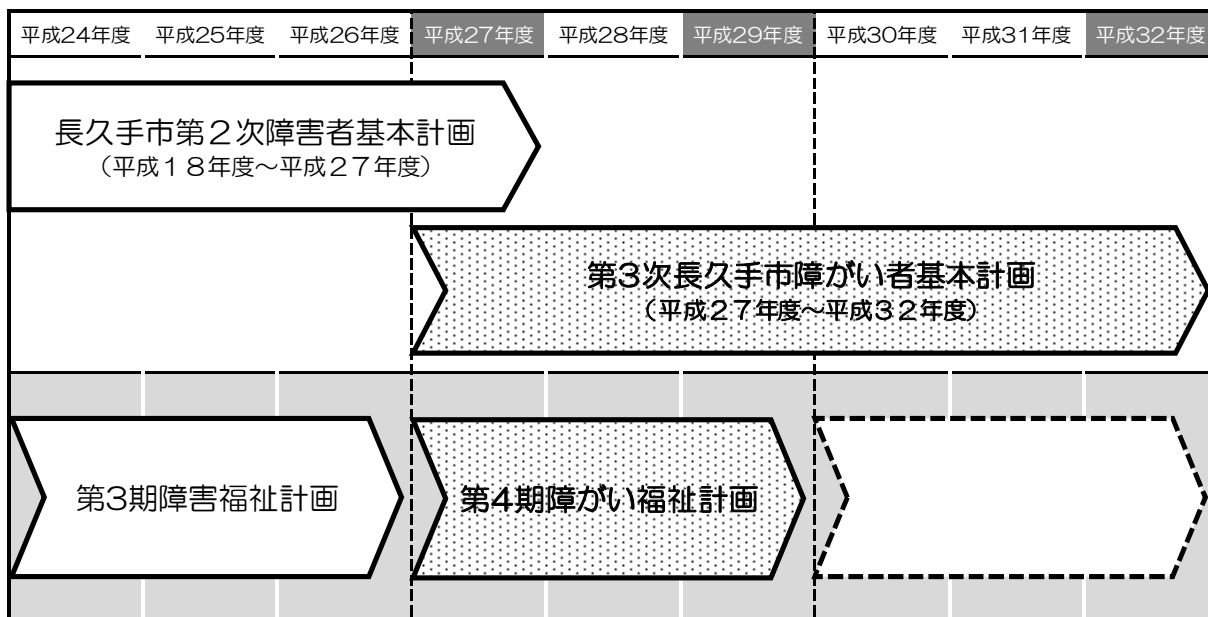


(2) 計画の期間

「第3次長久手市障がい者基本計画」の期間は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの6年とします。

また、「長久手市第4期障がい福祉計画」は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間とします。

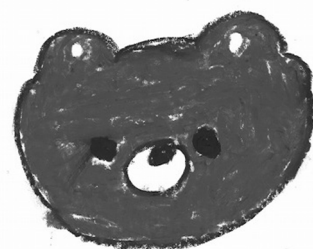
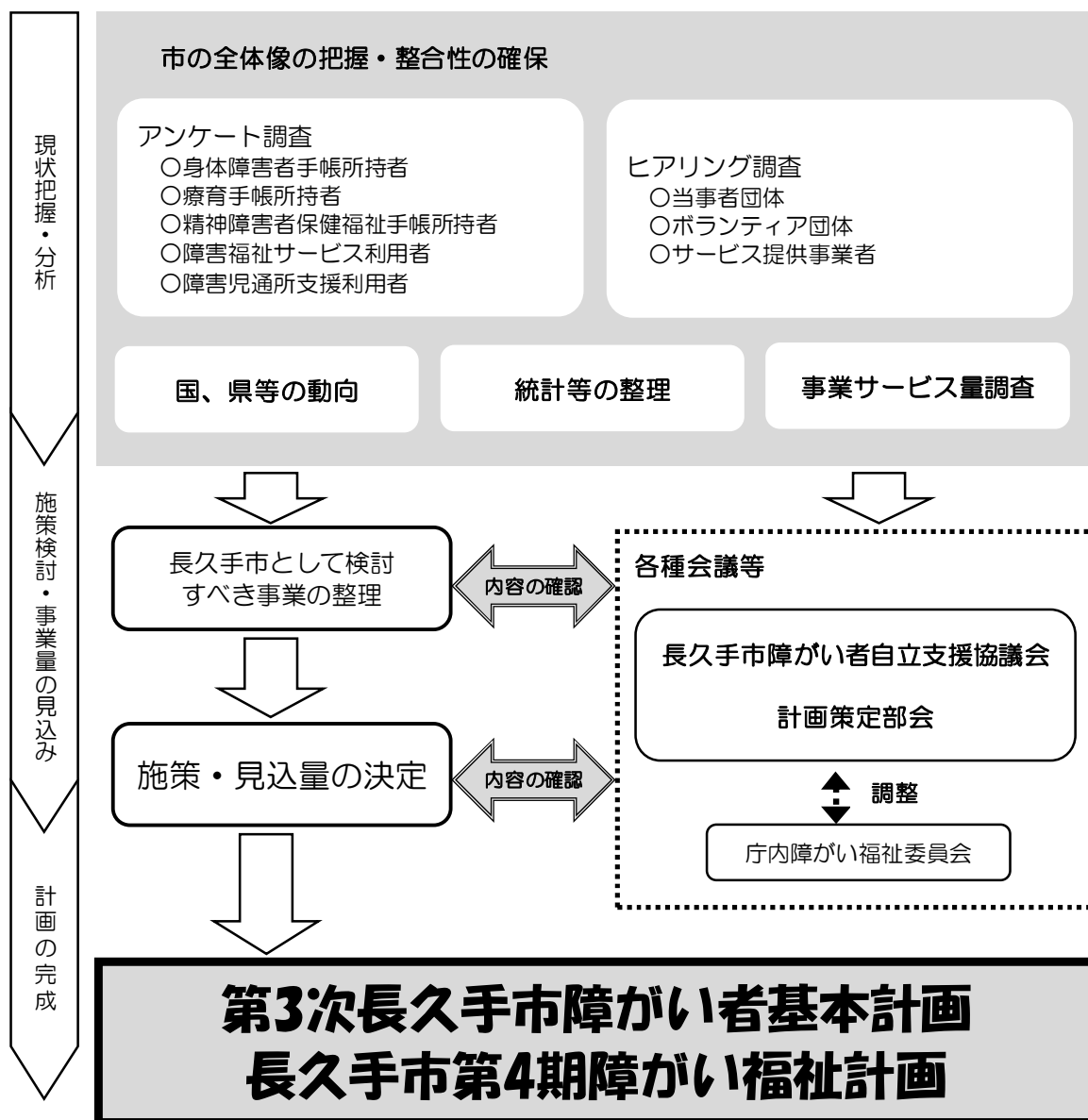
なお、「第3次長久手市障がい者基本計画」は、「長久手市第2次障害者基本計画」の計画期間の平成27年度を1年前倒して策定いたします。



作 そうま

(3) 計画の策定方法

計画策定にあたっては、市民の意向や課題を把握するための意識調査を実施するとともに、日頃から障がいのある人と関連がある団体や事業者へヒアリングを行いました。また、施策の評価、課題の抽出を行い、解決に向けた施策の方向性の検討を関係各課と調整し、計画素案等の内容を「長久手市障がい者自立支援協議会」の専門部会である「計画策定部会」で諮りながら計画策定を進めました。



作 楓菜

2 計画の対象

この計画は、障がい施策の充実を図ることを目的としていますが、その対象は、障がいのある人となない人を問いません。したがって、この計画は、全ての市民を対象にしています。

なお、障がいのある人に関する各種法令の定義は、以下のようになっています。

	適用法令等	定義
障がいのある人	障害者基本法第2条	「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。
障がいのある児童	児童福祉法第4条第2項	「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童とされており、身体障害者、知的障害者のうち18歳未満の児童」と定義されています。
身体障がいのある人 （身体障がい児・者）	身体障害者福祉法第4条	「別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されています。 ＜別表抜粋＞ 一 視覚障害で、永続するもの 二 聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 四 肢体不自由 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
知的障がいのある人 （知的障がい児・者）	知的障害者（児）基礎調査	法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成12年に実施した知的障害者（児）基礎調査では、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。
精神障がいのある人 （精神障がい者）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条	「精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。
発達障がいのある人 （発達障がい児・者）	発達障害者支援法第2条第2項	「【発達障害】とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」で「【発達障害者】とは発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者を行い、【発達障害児】とは、発達障害者のうち18歳未満のもの」と定義されています。
特定疾患のある人 （難病患者）	難病対策要綱	①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある人と規定しています。

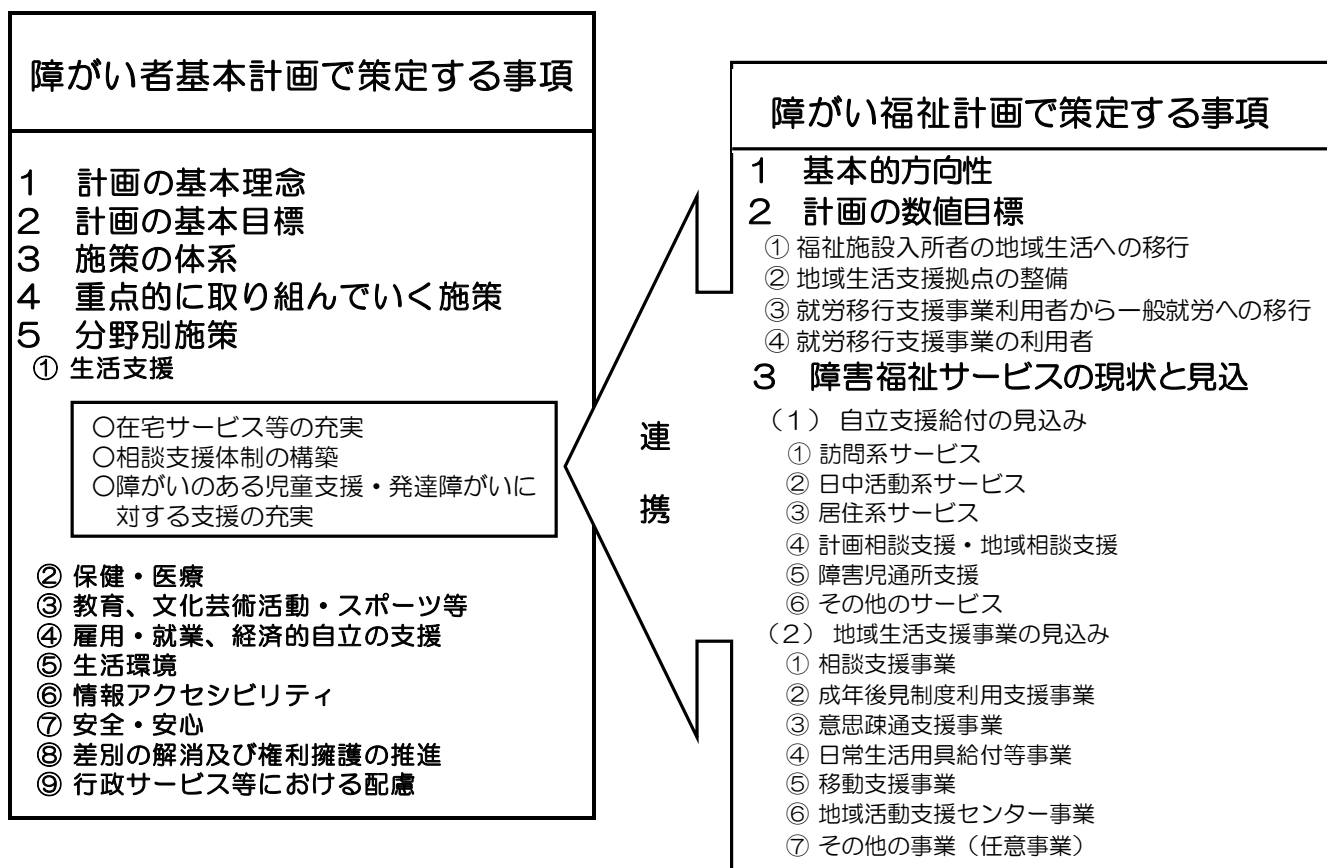
3 計画の位置づけ・関連計画との連携

(1) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の関係

第3次障がい者基本計画は、障がい福祉施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

第4期障がい福祉計画は、障がい者基本計画を上位計画とし、各種福祉サービスの具体的な数値目標等を設定した実施計画と位置づけられます。

このため、障がい福祉計画では、障がい者基本計画に掲げる分野別施策目標「生活支援」の中において、障害福祉サービスに関する3年間の数値目標等を設定しています。

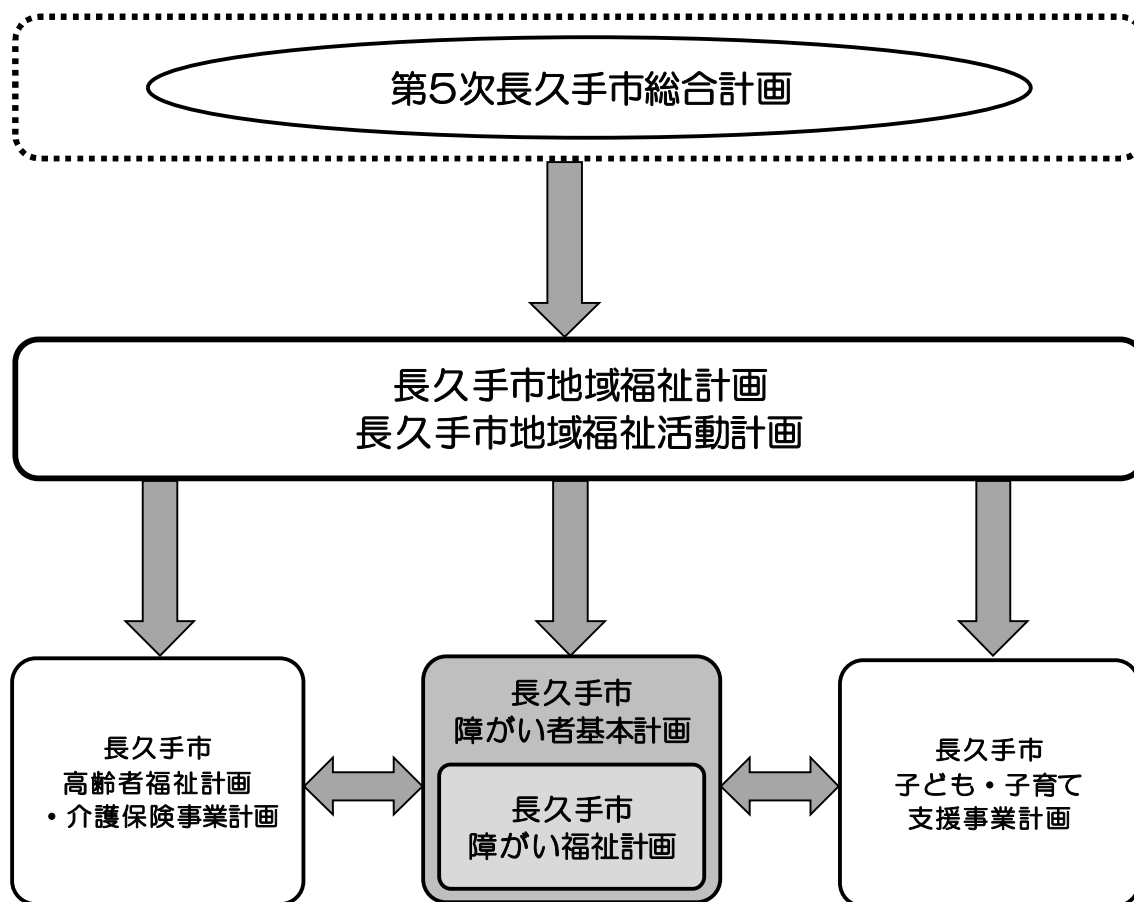


(2) 他の計画との関係

第3次障がい者基本計画及び第4期障がい福祉計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第5次長久手市総合計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

また、平成26年度に策定した「長久手市地域福祉計画」については、各種の計画を地域福祉の観点から横断的に策定した計画であり、本計画の策定にあたっても地域福祉計画の内容を踏まえて策定しています。

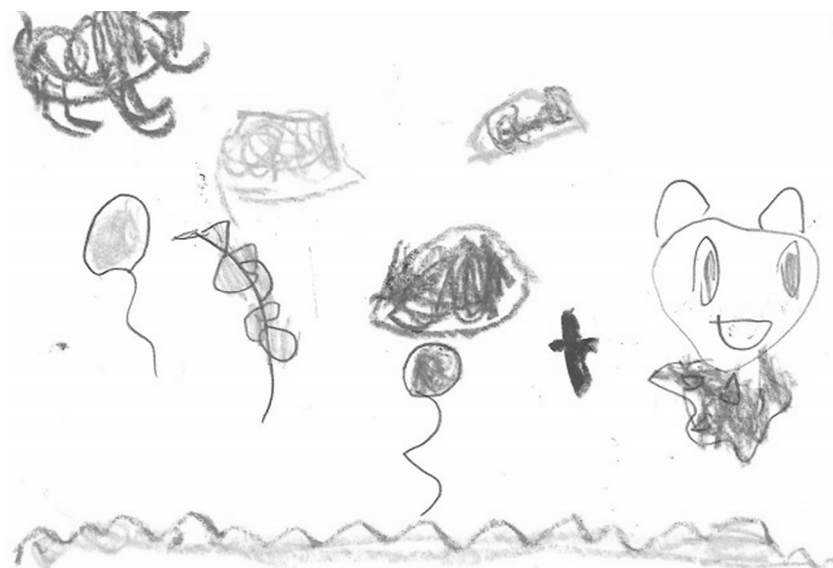
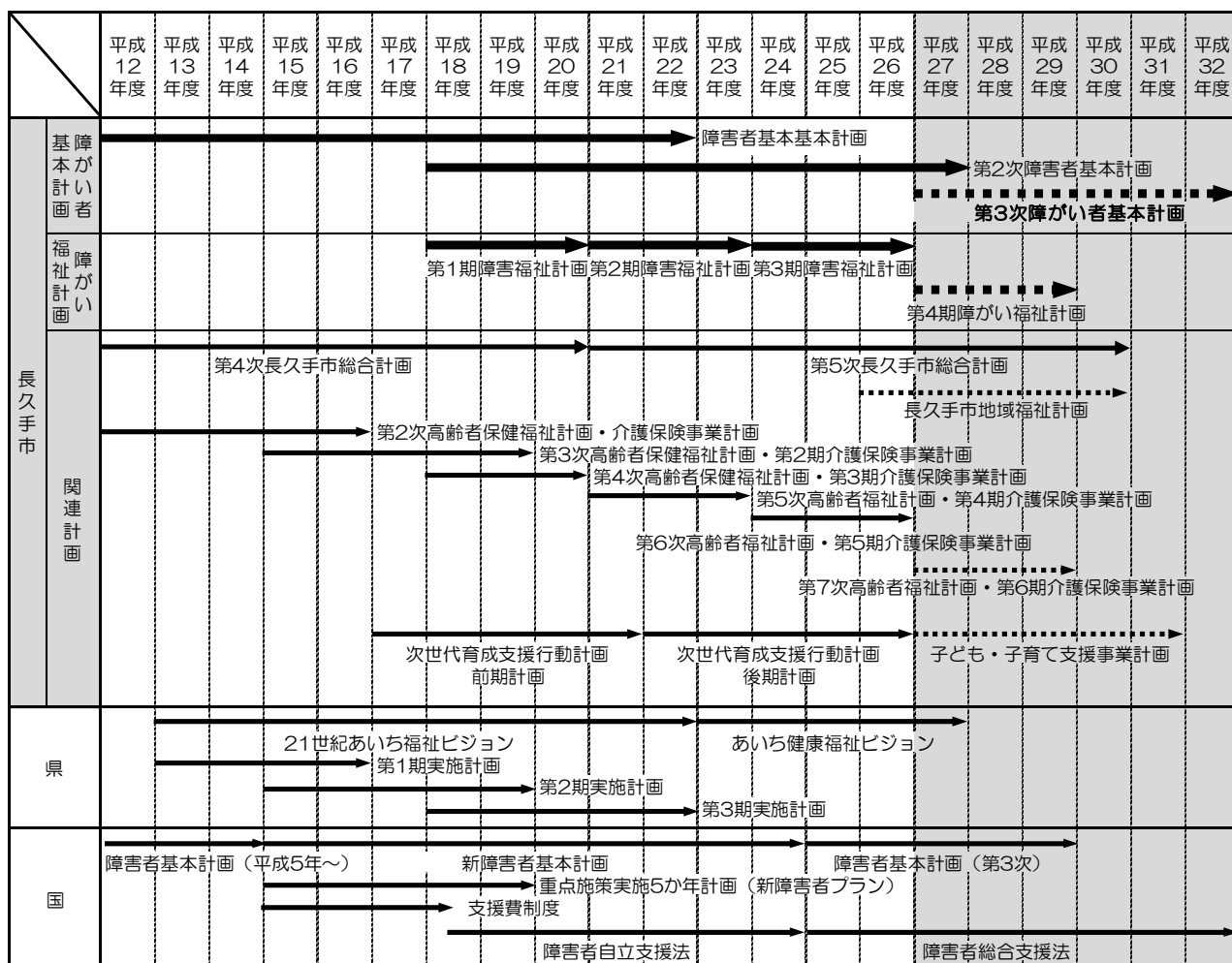
そのほか、障がいのある65歳以上の人については、平成26年度策定の「第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」との整合性が必要であり、障がいのある児童については平成26年度策定の「長久手市子ども・子育て支援事業計画」との整合を保つことが必要となるなど、その他の各分野別計画の内容にも配慮して策定しています。



作 たかふみ

(3) 国・愛知県・長久手市の計画の流れ

国・愛知県・長久手市の計画等の流れは下図のようになっています。



作 ふうな

4 長久手市第2次障害者基本計画の実施状況

第2次障害者基本計画では、第1章から第8章までの中に、131項目の施策が設定されています。

全体131項目中、進捗状況については以下のとおりです。

事業完了… 6項目（4.6%）

実施中… 107項目（81.7%）

未着手… 18項目（13.7%）

以上のとおり事業完了又は実施中となったものは計86.3%でした。

ただし、計画自体が約10年前のものであり、現状と即していないような項目がいくつかあったため、評価が難しいものもありました。

分野別の施策進捗状況を下表に示します。

分野別にみると、施策が最も多い分野は生活支援の43項目、次いで生活環境の29項目、教育・育成の19項目、啓発・広報の17項目となっています。

事業完了項目（6項目）では、生活支援が3項目、生活支援、雇用・就業、情報・コミュニケーションがそれぞれ1項目となっています。

分野別での事業完了率では、雇用・就業、情報・コミュニケーションが12.5%、生活支援が7.0%となっています。

未着手項目（18項目）では、生活支援が9項目、生活環境、教育・育成がそれぞれ3項目、啓発・広報、雇用・就業、情報・コミュニケーションがそれぞれ1項目となっています。

分野別での未着手率では、生活支援が20.9%で最も多く、次いで教育・育成が15.8%、雇用・就業、情報・コミュニケーションが12.5%となっています。

分野	事業完了	実施中	未着手	計
1 啓発・広報	0	16	1	17
2 生活支援	3	31	9	43
3 生活環境	1	25	3	29
4 教育・育成	0	16	3	19
5 雇用・就業	1	6	1	8
6 保健・医療	0	6	0	6
7 情報・コミュニケーション	1	6	1	8
8 国際協力	0	1	0	1
計	6	107	18	131

5 長久手市第3期障害福祉計画の実施状況

(1) 評価の方法

第3期障害福祉計画内「第4章 サービス見込量と確保の方策」の「1 計画の数値目標」は平成26年度末の目標値に対し、平成25年度末の実施状況から評価しました。

評価については下記の区分としました。

○：達成率80%以上

△：達成率50%以上80%未満

×：達成率50%未満

(2) 「1 計画の数値目標」の評価

「1 計画の数値目標」の平成25年度末における評価結果は、目標値5項目に対し、評価○が2項目、評価△が1項目、評価×が2項目となっています。「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」の達成状況は「施設入所者数」が43%、「地域移行者」が0%で低い状態です。

	項目	基準値	目標値	H25年度末現在		評価
			H26年度末	実績	達成率	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数	15人	8人	12人	43%	×
	地域移行者		5人	0人	0%	×
2 就労移行支援事業所利用者から一般就労への移行	年間一般就労移行者数	1人	4人	4人	100%	○
3 就労移行支援事業の利用者数	福祉施設利用者数		114人	62人	—	—
	就労移行支援事業の利用者数		23人 (福祉施設利用者の2割)	10人	77%	△
4 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	就労継続支援(A型)事業の利用者		25人	11人	—	—
	就労継続支援(B型)事業の利用者		29人	17人	—	—
	(A型)事業の利用者の割合		4割	39%	98%	○

(3) 障害福祉サービスの実施状況

第3期障害福祉計画内「第4章 サービス見込量と確保の方策」の障害福祉サービスの見込量に対し、平成25年度の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			H23 年度	H25 年度	H25 年度
【障害福祉サービス】 (1月あたり)	居宅介護	人	46	54	49
		時間	1,413	1,890	1,353
	重度訪問介護	人	4	6	1
		時間	447	838	611
	同行援護	人	—	5	3
		時間	—	37	46
	行動援護	人	0	2	0
		時間	0	58	0
【日中活動系サービス】 (1月あたり)	生活介護	人	24	31	31
		人日	425	551	562
	自立訓練 (機能訓練)	人	0	1	0
		人日	0	5	0
	自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	就労移行支援	人	13	18	7
		人日	190	266	88
	就労継続支援 (A型)	人	10	24	11
		人日	210	504	191
	就労継続支援 (B型)	人	8	25	13
		人日	116	525	204
	療養介護	人	0	1	0
		人日	0	30	0
【居住系サービス】 (1月あたり)	共同生活援助 共同生活介護	人	3	10	6
		施設入所支援	人	12	12
	計画相談支援	人	0	15	15
	地域移行支援	人	—	2	0
【相談支援事業】 (1年あたり)	地域定着支援	人	—	4	0
	障害者相談支援事業		1 か所	1 か所	2 か所
	自立支援協議会		設置済	設置済	設置済
	市町村相談支援機能強化事業		—	実施	実施
	住宅入居等支援事業		—	—	—

(4) 地域生活支援事業の実施状況

第3期障害福祉計画内「第4章 サービス見込量と確保の方策」の地域生活支援事業の見込量に対し、平成25年度の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			H23 年度	H25 年度	H25 年度
【成年後見制度利用支援事業】 (1年あたり)	成年後見制度利用支援事業	人	0	4	0
【コミュニケーション支援事業】 (1年あたり)	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	10	13	19
	手話通訳者設置事業	人	0	1	1
【日常生活用具給付等事業】 (1年あたり)	介護・訓練支援用具	件	0	3	3
	自立生活支援用具	件	6	5	3
	在宅療養等支援用具	件	4	3	11
	情報・意思疎通支援用具	件	2	3	4
	排泄管理支援用具	件	488	518	600
	居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	0
【移動支援事業】 (1年あたり)	移動支援事業	か所	3	3	11
		人	60	64	31
		時間	962	1,034	1,753
【地域活動支援センター事業】 (1年あたり)	基礎的事業	か所	2	2	8
		人	49	57	33
	機能強化事業	か所	2	2	—
		人	11	15	—
【その他の事業(任意事業)】 (1年あたり)	日中一時支援事業	人	84	107	90
	奉仕員養成研修事業	人	10	14	14
	訪問入浴サービス事業	人	2	3	2
	身体障害者自動車免許取得費助成事業	人	1	1	0
	身体障害者用自動車改造費助成事業	人	1	2	0